

グリーン購入法の仕組み

国等による環境物品等の調達に関する法律（平成12年法律第100号）

目的（第1条）

環境負荷の低減に資する物品・役務（環境物品等）について、
 国等の公的部門における調達の推進 環境負荷の少ない持続可能な社会の構築
 情報の提供など

国等における調達の推進

「基本方針」の策定（第6条）

各機関が調達方針を作成する際の基本的事項

国等の各機関（第7条、第8条） （国会、裁判所、各省、独立行政法人等）

毎年度「調達方針」を作成・公表

調達方針に基づき、調達推進

調達実績の取りまとめ・公表
 環境大臣への通知

環境大臣が各大臣等に必要な要請（第9条）

地方公共団体・地方独立行政法人

（第10条）

- ・毎年度、調達方針を作成
- ・調達方針に基づき調達推進（努力義務）

..... 環境調達を理由として、物品調達の総量を増やすこととならないよう配慮（第11条）

事業者・国民（第5条）

物品購入等に際し、できる限り、
 環境物品等を選択
 （一般的責務）

情報の提供

製品メーカー等（第12条）

製造する物品等についての適切な環境情報の提供

環境ラベル等の情報提供団体（第13条）

科学的知見、国際的整合性を踏まえた情報の提供

国（政府）

- ◆ 製品メーカー、環境ラベル団体等が提供する情報を整理、分析して提供（第14条）
- ◆ 適切な情報提供体制のあり方について引き続き検討（附則第2項）